

別紙

※高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」等により、認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

市福祉事務所長

印

次の世帯が、令和 年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校就学費)の受給中であることを証明する

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 (例)高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			
			担当課名 連絡先